

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の一部を改正する規則  
(環境政策課) 一
- 公害防止条例施行規則の一部を改正する規則  
(環境対策課) 二
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
(循環型社会推進課) 三
- 告 示
- 騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定  
(環境対策課) 三
- 振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定  
(同) 三

## 規 則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第四十一号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の一部を改正する規則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則 (平成十五年宮城県規則第四百号)

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則

第一条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則(平成十三年経済産業省・環境省令第十三号)」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成二十六年経済産業省令第七号)」に、「第七条」を「第四十九条」に改める。

第二条第一項中「第一種フロン類回収業者(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)」を「第一種フロン類回収業者(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)」に、「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「フロン類を再利用する者」を「第一種フロン類再生業者(法第五十条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)」に、「第二十五条第一項」を「第六十三条第一項」に、「第七条」を「第四十九条」に改め、同条第二項第四号中「フロン類の回収」を「フロン類の充填回収」に、「移充てん」を「移充填」に、「再利用」を「再生」に、「フロン類の回収等」を「フロン類の充填回収等」に改め、同条第三項第三号中「フロン類の回収等」を「フロン類の充填回収等」に改め、同項第九号中「第一種フロン類回収業者から引渡しを受けたフロン類の引取量、再利用した量及びフロン類破壊業者に引き渡した量等」を「省令第四十九条第一号イ(1)から(4)までに掲げる事項」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 省令第四十九条第一号に掲げる要件に適合する旨を記載した書類

第三条第一項第一号及び第二号中「フロン類の回収等」を「フロン類の充填回収等」に、同項第三号中「管理及び記録」を「管理し、記録を保存し、及び第六条第二項の報告を確実に」に、同項第四号中「第十一条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第六条第一項中「作成し」の下に、「当該記録をその作成日から五年間」を加える。

第八条中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「フロン類の再利用をする者」を「第一種フロン類再生業者」に改める。

第十条中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改める。

様式第一号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則」に、「回収」を「充填回収」に改める。

様式第二十号及び様式第二十三号〔宮城県（環政）指令第 号〕や〔宮城県（ ）指令第

号〕及び「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第7条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則」や「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則」に定める。

様式第二十四号及び様式第二十五号〔特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第7条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則〕や「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則」に定める。

様式第二十六号〔特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第7条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則〕や「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則」に

「第一種フロン類回収業者から引き取った量」	kg	を
「第一種フロン類充填回収業者から引き取った量」	kg	に
「再利用した量」	kg	を
「第一種フロン類再生業者に引き渡した量」	kg	に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式第六号は平成二十八年度以降に行う第六条第二項に規定する報告について適用し、平成二十七年度に行う報告については、なお従前の例による。

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十二号

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

公害防止条例施行規則（平成七年宮城県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第三号(一)の表一の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改め、同表備考6を次のように改める。

6 ふっ素及びその化合物についての規制基準は、次の(1)から(3)までに掲げる排出水にあっては、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。

- (1) 昭和四十九年十二月一日以前から湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下(1)において同じ。）を利用する公衆浴場業又は同月二日以後湧出した温泉を利用する公衆浴場業（一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル未満のものに限る。）に属する事業場に係る排出水 一リットルにつきふっ素三十ミリグラム
- (2) 昭和四十九年十二月一日以前から湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。以下(2)において同じ。）を利用する公衆浴場業又は同月二日以後湧出した温泉を利用する公衆浴場業（一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル未満のものに限る。）に属する事業場に係る排出水 一リットルにつきふっ素五十ミリグラム
- (3) 昭和四十九年十二月二日以後湧出した温泉を利用する公衆浴場業（一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上であって、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）に属する事業場に係る排出水 一リットルにつきふっ素十五ミリグラム

別表第二第四号の表備考3ただし書を次のように改める。

ただし、関係市町村長から第二種区域以外の区域の基準を適用することについて申出があり、知事が適当と認めるときは、第二種区域以外の区域に相当する区域として定め、該当する基準を適用することができる。

別表第二第五号の表備考2ただし書を次のように改める。

ただし、関係市町村長から第二種区域の基準を適用することについて申出があり、知事が適当と認めるときは、当該区域の基準を適用することができる。

別表第二第六号の表備考3中「(二)点比較式臭袋法」を削る。

別表第四の表備考3ただし書を次のように改める。

ただし、関係市町村長から第二種区域以外の区域の基準を適用することについて申出があり、

知事が適当と認めるときは、第二種区域以外の区域に相当する区域として定め、該当する基準を適用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十三年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

様式第五号中「宮城県（廃材）指令第 号」を削る。

様式第十九号中「宮城県（廃材）指令第 号」を「宮城県（ ）指令第 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百九十号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定する地域及び同法第四条第一項の規定による規制基準を次のとおり定め、平成二十七年四月一日から施行する。

なお、平成二十四年宮城県告示第三百七号（騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）は、平成二十七年三月三十一日限り廃止する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 騒音規制の指定地域

大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町及び南三陸町の区域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により知事が指定した区域で同法第八条第一項第一号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）及び同項第二号の規定により指定された文教地区

二 騒音の規制基準

時間の区分及び区域の区分ごとの騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域、第三種区域、第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地及びその周囲おおむね五十メートルの区域内における当該基準は、同表に定める値からそれぞれ五デシベルを減じた値とする。

区域の区分	時間の区分	
	昼間（午前八時から午後七時まで）	朝（午前六時から午前八時まで）夕（午後七時から午後十時まで）
第一種区域	五〇デシベル	四五デシベル
第二種区域	五五デシベル	五〇デシベル
第三種区域	六〇デシベル	五五デシベル
第四種区域	六五デシベル	六〇デシベル
		夜の（午後十時から翌日の午前六時まで）
		四五デシベル
		四〇デシベル

備考

一 第一種区域は、都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び文教地区とする。

二 第二種区域は、都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（文教地区として指定された区域を除く。）とする。

三 第三種区域は、都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域及び準工業地域とする。

四 第四種区域は、都市計画法に基づく工業地域とする。

○宮城県告示第三百九十一号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定する地域及び同法第四条第一項の規定による規制基準を次のとおり定め、平成二十七年四月一日から施行する。

なお、平成二十四年宮城県告示第三百九号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）は、平成二十七年三月三十一日限り廃止する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 振動規制の指定地域

大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町及び南三陸町の区域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）

二 振動の規制基準

時間の区分及び区域の区分ごとの騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における基準は、同表に定める値からそれぞれ五デシベルを減じた値とする。

区域の区分	時間の区分	
	昼間（午前八時から午後七時まで）	夜間（午後七時から翌日の午前八時まで）
第一種区域	六〇デシベル	五五デシベル
第二種区域	六五デシベル	六〇デシベル

備考

- 一 第一種区域は、都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域とする。
- 二 第二種区域は、都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。